

実務研究

日本税務会計学会
平成22年4月 月次研究会



角田益雄 [世田谷]

相続人に債務があるときの遺産分割

I はじめに

① 憲法24条は「個人の尊厳」と「両性の本質的平等」に基づく「相続」制度を要請し、現行民法が存在する。

② 相続の解釈方法には、ローマ法的立場とゲルマン法的立場とがある。

③ 今回報告する事件は、最高裁判所第一小法廷平成21年12月10日判決（以下「平成21年最判」とい

II 具体的事案

① 夫Aには、妻Bとの間に長男と次男Cがいた。

② 夫Aは、関東信越国税局長に対し、昭和62年分以降の所得税、その延滞税約11億円の相続債務を負っていた。

③ 平成17年5月20日、妻Bは遺産2022百万円を残して死亡した。

④ 平成17年6月9日、残された夫A、長男、次男Cの三人の間で遺産分割協議をした結果、夫Aは約20百万円、長男（原告）は約128百万円、次男Bは約54百万円を相続した。

III 最高裁判平成21年12月10日判決（要旨）

「遺産分割協議は、相続の開始によって共同相続人の共有となつた相続財産に

ついて、その全部又は一部

を、各相続人の単独所有とし、又は新たな共有関係に移行させることによつて、相続財産の帰属を確定させるものであるから、国税の滞納者を含む共同相続人の間で成立した遺産分割協議が、滞納者である相続人にその相続分に満たない財産

IV 本件事案に対する判決の結論には賛成するが理由付けには賛成できない。以下理由を述べる。

① 相続開始により相続人は、被相続人の一身専属権を除き、一切の権利義務を承継（引受）ではないとする。所謂包括承継である（民法896条）。

また、相続人が複数の場合、その相続財産は、その「相続分に応じて」（民法899条）共有となる（民法898条）。

② 民法は狭義の共有（民法249条）と、組合契約に関する共有（民法688条）を規定する。

しかし「相続分に応じた共有」につき、特段の規定がない。

他方、民法249条以下には、共有物の管理につき規定している（民法251条、252条）。

③ 「相続分に応じた共有」の解釈につき、学説は「遺産の共同所有一文言を使用し、所謂遺産「共有」と異なることを示す。

また、相続に関する各条項の解釈では、相続により仮に「共有」になるが、これは最終的に遺産分割手続を経て、各相続人に帰属するものであるとし、共有ではあつても、遺産分割終了

を取得させ、他の相続人にその相続分を超える財産を取得させるものであるときは、国税徴収法39条にいう第三者に利益を与える処分（注5）に当たり得るものと解するのが相当である。」

④ 暫定的な共有関係であるとする（暫定的共有説）（注1）。

⑤ 暫定的共有説的に判断を下す下級審裁判例（注2）や、相続税審査請求事例（注3）もある。

しかし最高裁は、分割債権につき（大審院時代から）相続開始時に相続人に分属しているとし（注4）、分割債務についても、相続人に分属する（注5）とした。

（注1）甲斐道太郎・乾昭三・椿寿夫『新民法概説』（3）（第3版）177頁、遠藤浩・川井健・原島重義・広中俊雄・水本浩・山本進一『民法（9）相続』（第4版増補訂版）102頁（注2）大阪高裁昭和31年10月9日決定、遺産分割事件に対する即時抗告事件、家裁月報8・10・43（注3）平成19年10月24日裁判、裁判事例集No.74、274頁（注4）最高裁第一小法廷昭和29年4月8日判決、民集8・4・819（注5）最高裁第二小法廷昭和34年6月9日判決、民集13・6・757

⑤ 「相続分に応じた共有」の「相続分」について、民法は次のように規定する。

イ、遺言による指定相続分（民法902条①）

ロ、法定相続分（民法900条）

ハ、特別受益者の相続分（民法903条）

ニ、特別寄与分（民法904条の2）

ホ、相続分の譲渡（民法905条）

しかしながら、最高裁判決では、民法901条の代襲相続分を含む900条の例（注3）もある。

⑥ ところで、相続と登記に關し最高裁判所第三小法廷昭和46年1月26日判決、民集25・1・90は、次のとおり判示する。

「相続財産中の不動産につき、遺産分割により権利を取得した相続人は、登記を経なければ分割後に当該不動産につき権利を取得した第三者に対し、法定相続分を超える権利の取得を對抗できない」と。

即ち、相続人間の遺産分割協議は、相続人は分割協議の状況を当然に知りうる。しかし、分割協議に加わらない「第三者」には、相続人間の遺産分割協議の状況を知らない以上不測の損害を被ることが懸念される。このとき、最高裁判決は、「第三者」保護を明

確にしたと理解できる。第三者でも代襲相続分を含む法定相続分を知りうることから、相続人と第三者の分岐点を設けたものである。その結果、法定相続分を超える相続不動産を取得した相続人が、第三者にその法定相続分を超える権利部分については対抗できない、とした。

⑦ 次に遺産分割と詐害行為取消権との関係につき判示した最高裁判所第二小法廷平成11年6月11日判決、民集53・5・898（以下「平成11年最判」という）を検討する。

この事件は、昭和54年2月24日に死亡した夫の財産（借地権）につき、相続人は妻と子A、Bの3人であり、遺産分割協議を調えることなく、妻が居住していた。その後子A、Bは婚姻し、他に住居を構え、本件借地権上の建物には妻のみが居住した。

平成5年10月29日に妻は知人の連帯保証人となった。しかし、主たる債務者が弁済しなかつたことから、債権者は、妻に対し、連帯保証債務の履行を求めた。

平成8年1月5日、妻と子A、Bは、夫の遺産である借地権と建物を、子A、Bが相続取得するとし、その旨の不動産登記をした。他方妻は遺産を取得せず自己破産した。

債権者は、子A、Bに対し、平成8年1月5日付遺産分割協議は詐害行為取消権の対象となる」として提訴。裁判所は債権者の主張を認め、その判決が確定し

た。

この判決は、私法上の紛争を解決する方法として「相続」遺産分割の解釈として妥当である。

⑧ 遺産分割と第二次納税義務に關する最高裁判所第一小法廷平成21年12月10日判決、（以下「平成21年最判」という）には、問題がある。

イ、平成11年最判は、私人間の紛争を解決する方法として、裁判規範である民法を適用したものである。平成11年最判の考え方をそのまま当てはめる。

その結果、多額の遺産を取得した長男は、父親が本来取得しうる遺産相当額に上るとされた。しかし平成21年最判の事案は、優越的地位にある行政庁とそれに服する私人との関係であり、私人間の紛争という性格ではない。

ハ、この点で、平成21年最判は、自作農創設特別措置法適用にあたり、民法177条を準用するか否かにつき、準用しないとされた最高裁大法廷昭和28年2月18日判決、民集7・2・157（以下「昭和28年最判」という）を無視した判決である。この昭和28年最判は、大法廷判決であり、これを変更するには大法廷でしかできない。

ニ、また昭和37年制定の国税通則法42条は「民法423条及び第424条の規定は、国税の徴収に關して準用する」と規定する。この法条は、昭和28年最判を考慮して制定されたものである。

ホ、本件の場合で同国税局長は「滞納国税徴収のため」とする。それならば、国税徴収のために制定した国税通則法42条が準用する民法424条を適用すれば必要かつ十分な処理であるはずである。

へ、ところが、平成21年最判は、国税徴収法39条を直接適用した。

相続開始から遺産分割迄の間、民法の「相続分」共有を一義的に解釈できるものでない。

即ち平成21年最判のいうように全ての相続・遺産分割事案が、相続時に確定的共有となり遺産分割時に具体的相続分になるとは限らない。

⑨ 本件判決については、国通法42条が準用する民法424条を準用しての争訟であれば、納得できる。しかし、直接国税徴収法39条を適用したことについては賛成できない。

平成21年最判は「：第三者に利益を与える処分」に当たり得るもの」とし、全ての事案に適用するものでないことを判示している。

けれども、この判決を無批判に受け入れることになれば、昭和28年最判を無視した判決が更に登場することになり、相続時に法定相続分による確定的共有、遺産分割時には共有持分の贈与・交換という新たな課税の問題が浮上してくるのでないか？と危惧するところである。

（傍線は筆者）